## 第136号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成17年12月1日

提出者 足立区長 鈴木恒 年

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例(昭和33年足立区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

160 浄化槽法(昭	浄化槽清掃業	1 件に	1万5,000	許可申請
和58年法律第43	許可申請手数	つき	円	のとき
号)第35条第1項	料			
の規定に基づく浄化	净化槽清掃業	1 佐 15	3,000円	再交付申
槽清掃業の許可等の	許可証再交付	つき	0, 0001	請のとき
申請に対する審査	手数料			HH ^> C C
	丁奴们			

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## (提案理由)

足立区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の廃止に伴い、浄化槽清掃業の許可等に係る事務手数料を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。